

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

資料 3

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
2. 「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す						
①創造性の涵養・尖った人材の活躍						
1	知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校において実証授業を行うとともに、教材等を評価する仕組みの導入等を通じて、より秀逸な教材等が提供されることを促進する。 (短期、中期)	内閣府	関係省庁や関係団体、地域コンソーシアム等を通じて、知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校において実証授業を行うとともに、教材等を評価する仕組みの検討等を通じて、より秀逸な教材等が提供されることを促進する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	小・中・高等学校における実証授業で使用するための、知財創造教育に活用できる教材の提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		文部科学省				
2	知財創造教育を地域において当該地域主体で実施できるような体制(地域コンソーシアム)の構築に向けた取組を行う。(短期、中期)	内閣府	知財創造教育を地域において当該地域主体で実施できるような体制(地域コンソーシアム)の構築に向けた取組を行う。特に、先行4地区(北海道、中部、近畿、九州)については、地域コンソーシアムの事務局が担うべき機能を明確にする等、次年度以降の活動の具体的な見通しを立てる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

3	<p>教員や教員を目指す学生が、知財創造教育を理解し、自ら取組めるようにするために、これまで作成・収集した教材等を活用しながら、教職課程や教員免許更新講習における知財創造教育の講座の開設に向け検討を行う。 (短期、中期)</p>	<p>内閣府</p>	<p>教員や教員を目指す学生が、知財創造教育を理解し、自ら取組めるようにするために、大学と連携し、これまで作成・収集した教材等を活用しながら、教職課程や教員免許更新講習における知財創造教育の講座の開設に向け検討を行う。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。</p>
4	<p>新しい学習指導要領が小学校では2020年度から、中学校では2021年度から、高等学校では2022年度入学生からそれぞれ実施されることから、創造性の涵養及び知的財産の意義の理解等に向けて、小・中・高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図る。 (短期、中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>新しい学習指導要領が小学校では2020年度から、中学校では2021年度から、高等学校では2022年度入学生からそれぞれ実施されることから、小・中・高等学校において、発達の段階に応じた知的財産に関する教育が行われるよう、各教育委員会の指導主事等を集めた全国会議等の場において、新学習指導要領の趣旨を周知。</p>	<p>引き続き、左記の取組を実施。</p>
5	<p>「子供の力を最大限引き出す学び」の実現に向けて、ICTを基盤とした遠隔教育などの先端技術の効果的な活用に関する基本的な考え方を示すとともに、先端技術の具体的な活用場面の整理や事例の収集を行う。 (短期、中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策(最終まとめ)」において先端技術の効果的な活用に関する基本的な考え方を示すとともに、当該まとめを踏まえて必要な取組を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえて必要な取組を実施。</p>

6	「未来の教室」プロジェクトにおいて、第4次産業革命・Society5.0の時代に必要「創造的な課題発見・解決力」を育成すべく、①EdTechを活用した「学びの個別最適化」の実現、②文理融合・課題解決型のSTEAM教育の実現に向けた取組を推進し、産学連携・地域連携のSTEAM教育の事例の構築や収集を行うほか、STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを構築する。 (短期、中期)	経済産業省	①AIによる効果的な学習等を実現するEdTechの開発等を通じ、学びの個別最適化の実現に向けた取組を実施。	
			②STEAM教育について産学連携や地域連携による好事例を創出・収集し、モデルプランを提示、STEAM教育コンテンツのオンライン・ライブラリーを構築。	内容を随時充実するとともに、全国へ展開。
7	学校と地域が協働し、家庭の経済状況にかかわらず、芸術文化等の優れた才能を発掘する等、地域における持続可能な活動のための環境整備を行う。また、尖った才能を持つ人材のための、課外活動や新しい学びの場のデータベース化等、容易に探せるようにするための仕組みを検討する。 (短期、中期)	文部科学省	学校と地域が協働し、家庭の経済状況にかかわらず、芸術文化等の優れた才能を発掘する等、地域における持続可能な活動の推進の観点から、具体的課題について検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施
		内閣府		
		関係府省	国や地方自治体、民間による取組について、関係府省と連携し、情報を収集し公表するとともに、具体的な課題について検討。	左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を実施

8	未踏事業、グローバルサイエンスキャンパス、次世代アントレプレナー育成事業などの仕組みを活用し、尖った才能を持つ人材をみつけて、同じ道のプロがその才能を引き上げる。(短期、中期)	経済産業省	未踏事業において、尖った技術やアイデアを創出する人材を発掘・育成するため、その道の産学界のトップランナーをプロジェクトマネージャーとして起用。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
		文部科学省	グローバルサイエンスキャンパス事業において、卓越した意欲・能力を有する高校生等を幅広く発掘し、年間を通じた高度で実践的講義や研究を実施する大学を支援することにより、将来グローバルに活躍し得る次世代の傑出した科学技術人材を育成。 これまで各大学等で実施してきたアントレプレナー育成に係る取組の成果や知見を活用しつつ、人材育成プログラムへの受講生の拡大やロールモデル創出の加速に向けたプログラムの発展に取り組むことで、起業活動率の向上、アントレプレナーシップの醸成を目指し、我が国のベンチャー創出力を強化。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
9	異能vationにおいて、地域における尖った才能を発掘する取組を強化し、その活躍を地球規模で発信するための仕組みを構築する。(短期)	総務省	ICT分野において、破壊的な地球規模の価値創造を生み出すために、大いなる可能性がある奇想天外でアンビシャスな技術課題に挑戦する独創的な尖った人材を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
10	2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。(短期、中期)	文部科学省	2018年度の検証事業の結果を踏まえ、様々な著作権教育教材の所在情報をまとめたサイト等や映像で学べる教材の作成等による効果的な普及啓発を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

②ベンチャーを後押しする仕組み

11	スタートアップ・エコシステムの構築に向け、拠点都市形成に向けた集中支援を行うとともに、大学を中心とした起業家教育、世界と伍するアクセラレーション機能、資金配分機関等における研究開発支援、スタートアップ支援に係るネットワーク構築等を強化する。(短期、中期)	内閣府	拠点都市形成に向けた集中支援、大学を中心とした起業家教育、世界と伍するアクセラレーション機能、資金配分機関等における研究開発支援、スタートアップ支援に係るネットワーク構築等の強化に向け、来年度から本格支援を行う拠点都市の選定のための事前調査等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
12	政府、自治体がスタートアップの顧客となってチャレンジを推進するため、「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」(2019年4月 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)決定)の実践のほか、「内閣府オープンイノベーションチャレンジ」の実施及び「トライアル発注制度の活用」等の推進を図る。(短期、中期)	内閣府	「公共調達のイノベーション化及び中小・ベンチャー企業の活用の促進に係るガイドライン」(2019年4月 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)決定)を踏まえた各府省庁の取組を促すとともに、「内閣府オープンイノベーションチャレンジ」を実施。更に、地方自治体による「トライアル発注制度の活用」等の推進に向けて検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
13	ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、参加企業数や応募期間等を拡大するなど、創業期のベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を一層支援する。(短期、中期)	経済産業省	ベンチャー企業支援の経験を有する専門家と知財専門家からなるチームを派遣し一定期間メンタリングを実施する支援プログラムにおいて、参加企業数を2018年度の10者から15者に増やし、応募を二期に分けることで実質応募期間を拡大するなど、ベンチャー企業が参加しやすい形態にし、また事業成果について事例集等を用いた周知を行うことで、創業期のベンチャー企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を一層支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

14	ベンチャー企業向けの知財ポータルサイトを活用した情報発信や、ベンチャーエコシステムの関係者(ベンチャー企業、ベンチャー・キャピタル、アクセラレータ・インキュベータなど)と知財の関係者(弁理士・弁護士など)とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進する。 (短期、中期)	経済産業省	ウェブポータルサイトやイベントを通じて、ベンチャーエコシステム関係者に知財コンテンツの発信や知財啓発を行い、知財専門家向けにはスタートアップ支援に必要な情報を提供し、また、ベンチャーエコシステムの関係者と知財関係者とを結びつける場を提供するなど、エコシステム活性化を促進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
15	「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」を踏まえたライセンス等に伴う株式・新株予約権の取得促進や、ギャップファンドによる支援等により、大学発ベンチャーへの起業前段階も含めた資金調達の円滑化を促進する。(短期、中期)	文部科学省	「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」を大学等へ周知。研究成果最適支援プログラム(A-STEP)の一部として創設した概念実証のためのギャップファンド等により支援。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を実施。
		経済産業省	「大学による大学発ベンチャーの株式・新株予約権取得等に関する手引き」(2019年5月経済産業省)について、内閣府及び文部科学省と連携し、一連の手続きの関係者に対して集中的に周知活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
16	知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外の大型展示会への出展等、海外でのビジネスマッチングを支援することで、海外展開を支援する。 (短期、中期)	経済産業省	知財を活用して海外展開を目指すベンチャー企業に対し、海外の大型展示会への出展等により海外でのビジネスマッチングを支援する補助事業を通じ、ベンチャー企業の海外展開を支援する。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

17	<p>大学、中小企業、ベンチャー企業等が、今後の研究やビジネスの方向性の検討時や、共同研究先、連携先の検討時に、知財情報を活用することの有効性について調査を行い、大学、中小企業、ベンチャー企業等が知財情報を活用することができる仕組みについて検討する。(短期、中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>大学、中小企業、ベンチャー企業等が、今後の研究やビジネスの方向性の検討時や、共同研究先、連携先の検討時に、知財情報を活用することの有効性について調査を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
----	--	--------------	---	----------------------------------

③地方・中小の知財戦略強化支援

18	<p>中小企業や中小企業を支援する金融機関等が経営デザインシートやその考え方を活用できるよう支援する(4.(2)①参照)。(短期、中期)</p>	<p>内閣府</p>	<p>4.(2)①参照</p>
		<p>経済産業省</p>	
		<p>金融庁</p>	

19	<p>知財を切り口とした事業性評価を通じて中小企業における知財活用を推進するため、新たに、中小企業の経営課題に対して知財を活用した解決策を提案する「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催や、知財情報活用に向けた電子ツールの提供等、知財金融促進のための包括的な取組を行う。(短期、中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に行う。また、金融庁と連携した知財金融シンポジウムの開催や、知財情報活用に向けた電子ツールの提供等、知財金融促進のための包括的な取組を行う。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。</p>
20	<p>在外日系中堅・中小企業を主なターゲットにすえ、ハンズオン支援と情報提供・普及啓発活動による意識の底上げを通じて、日本企業の営業秘密管理体制整備を支援し、海外での技術・ノウハウの意図せぬ流出を防ぐことを目的とする事業を実施する。(短期、中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>海外における重要な技術情報等の流出を防ぐ体制を整備するため、アジア等の海外における日系企業の営業秘密管理体制の構築支援等を実施。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>

21	産業競争力強化法に基づく、経営リソースに限りがある中小企業に対する技術情報等の管理に関する指導助言業務の実施及び技術情報等の管理の状況についての認証を行う機関の認定制度の活用により、中小企業の技術情報等の管理体制の底上げを図る。また、中小企業における技術情報等の管理体制構築及び認証の取得等を支援するための専門家派遣事業を実施する。(短期、中期)	経済産業省	広く中小企業の技術情報等の適切な管理を促していくため、説明会等により技術情報等の管理の状況についての認証を行う機関の認定制度の周知を図るとともに、専門家派遣事業を実施することで、中小企業の認証取得を支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
22	「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」の調査結果について広く周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処する。(短期)	公正取引委員会	「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査」の調査結果について広く周知を行うとともに、知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。	知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。
経済産業省		下請ガイドラインや事例集の周知を徹底して行い、浸透を図る。知的財産権に関連する下請法違反行為があれば厳正に対処。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。	
23	地域未来牽引企業等に対して、これまでの標準化事例集を作成・普及したり、パートナーシップ機関に対する説明機会の充実と取り組みの好事例の横展開などを図る。(短期、中期)	経済産業省	中堅・中小企業や地域未来牽引企業が、標準化の認識をより一層深めかつ出口戦略の1つとして活用してもらうために、各地方のセミナーや地域未来牽引企業のサミットの中で、標準化の意義や標準化の戦略的な活用事例を紹介するなど啓発活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

24	<p>日ごろから地域・中小企業と繋がりのある弁理士に対する標準化に関する研修を、日本弁理士会を通じて提供することや、知財及び標準化活動の相談窓口をもつ工業所有権情報・研修館(INPIT)と日本規格協会(JSA)との連携強化を通じて、企業による知財と標準化の一体的な検討を後押しする環境を整備する。 (短期、中期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>日本弁理士会を通じて、日頃から地域・中小企業とつながりがあり、知財の専門家でもある弁理士向けに、標準関連業務に関する研修カリキュラムを実施することや、標準化活用支援パートナーシップ制度や各種セミナー・研修等におけるINPIT、JSAその他の機関の連携等を通じて、企業による知財と標準化の一体的な検討を更に後押しする環境を整備していく。</p> <p>※日本弁理士会「において」→「を通じて」に修正しました。施策の記載に合わせる修正になります。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
----	--	--------------	--	----------------------------------

④知財創造保護基盤の強化

25	<p>本年通常国会で成立した、特許法等の一部を改正する法律に基づく、中立な技術専門家が現地調査を行う制度(査証)及び損害賠償額算定方法について、適切な運用に向けた取組を見守るとともに、同法の附帯決議に掲げられた事項について、内外の情勢を踏まえ、関係者の意見を聞きつつ検討する。また、画像及び建築物を保護対象に加える等の意匠制度の見直しについて、意匠審査基準、意匠審査体制の整備等の必要な準備を実施し、これらを含めた改正事項について、広く周知を行う。 (短期)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>本年通常国会で成立した、特許法等の一部を改正する法律に基づく、知財訴訟制度の見直しについて、適切な運用に向けた取組を見守るとともに、同法の附帯決議に掲げられた事項について、内外の情勢を踏まえ、関係者の意見を聞きつつ検討。また、意匠制度の見直しについて、意匠審査基準、意匠審査体制の整備等の必要な準備を実施し、これらを含めた改正事項について、広く周知。</p>	<p>検討結果に応じ、適切な措置を実施。</p>	
----	---	--------------	--	--------------------------	--

26	増加し続けている国際特許出願について、適時に国際調査報告を作成できるよう、特許審査体制を整備する。(短期、中期)	経済産業省	増加し続けている国際特許出願について、適時に国際調査報告を作成できるよう、特許審査体制を整備。	左記実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
27	近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、2022年度末までに、一次審査通知までの期間を6.5か月とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである8か月とできるよう商標審査体制を強化する。(短期、中期)	経済産業省	商標審査官の定員増加、調査員の増員、及び、今年度から開始した新たな調査事業の着実な実施により、審査処理の促進を図る。	左記の対応結果を踏まえ、引き続き、商標審査の迅速化に必要な商標審査体制の強化を行う。
28	訪問先企業の技術を担当する審査官が外国企業を訪問し実務者レベルと技術的な内容に踏み込んだ意見交換を実施し、外国企業に日本の産業財産権制度や審査実務への理解を深めてもらうとともに、それらの課題を把握する。(短期、中期)	経済産業省	実務者レベルと技術的な内容に踏み込んだ意見交換を実施し、外国企業に日本の産業財産権制度や審査実務への理解を深めてもらうとともに、それらの課題を把握するため、訪問先企業の技術を担当する審査官が外国企業を訪問し意見交換の実施を、今年度は試行的に行う。	左記の試行状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

29	<p>知財紛争解決分野に関する諸課題を議論するための経済界と司法関係者との直接対話の枠組みを設け、外国における紛争解決インフラの取組の動向等をも踏まえつつ、継続的な実務協議を通じて経済界等の利用者ニーズの的確な把握に努め、紛争解決インフラの一層の充実・強化に向けた検討を進める。(短期、中期)</p>	法務省	<p>知財紛争解決分野に関する諸課題を議論するための経済界と司法関係者との直接対話の枠組みを設けて、実務協議を継続開催し、利用者ニーズの的確な把握に努め、必要な検討を進める。</p>	<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
30	<p>知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019年度から法務省が実施する調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして実施する。(短期、中期)</p>	<p>法務省</p> <p>関係府省</p>	<p>知的財産に関する事件を含む国際仲裁の活性化に向け、2019年度から法務省が実施する調査委託事業その他関係府省の取組において、人材育成、企業等に対する広報・意識啓発、施設の整備等の各施策を包括パッケージとして実施。</p>	<p>左記の検討状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>
31	<p>我が国企業等が直面する知財を含む国際紛争の解決の円滑化のため、外国法事務弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することができるための措置等を速やかに講ずる。(短期、中期)</p>	法務省	<p>外国法事務弁護士等による国際仲裁・国際調停代理の範囲拡大・拡充を図り、これらの手続にも一貫して代理することを可能とする外弁法(外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法)改正法案を速やかに提出する。</p>	<p>左記の措置を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。</p>

32	<p>我が国の企業が知的財産を武器とした国際的な事業展開を円滑に行えるビジネス環境を整備するため、我が国の知財関係等のニーズが高い法分野に関する法令及びその関連情報(法改正・法体系の情報等)の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、法改正等に即応した迅速な翻訳のための体制整備(機械翻訳の活用に向けた調査検討を含む。)と利便性の高い利用環境整備を推進し、より効果的・積極的に海外発信する。(短期、中期)</p>	法務省	<p>我が国の知財関係等の法令の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、ユーザーの声を踏まえた推進を図るための官民の会議体を立ち上げ、法改正概要情報等を新規に提供するとともに、AIの活用の検討等を実施する。</p>	引き続き、左記の取組を実施。
33	<p>知財訴訟を始め、我が国における民事訴訟手続等のIT化に向けて、訴訟記録の全面電子化、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にすることなど、民事訴訟手続等のIT化の実現のための制度的検討を進め、2019年度中の法制審議会への諮問を目指し、具体的検討を引き続き進める。(短期、中期)</p>	法務省	<p>迅速かつ効率的な裁判の実現を図り、関係者の利便性が向上することになるよう、オンラインでの書面提出やウェブ会議による手続を可能にするなどの民事訴訟手続等のIT化の検討を進め、2019年度中の法制審議会への諮問を目指す。</p>	左記の検討状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。

34	<p>大学や研究機関による適正なアプローチに基づく外国企業との連携を促進しつつ、意図せざる技術流出やレピュテーションリスクを防ぐ観点から、関連法令遵守及びリスクマネジメントに関する「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」を2019年度中に策定し、その周知に努める。(短期、中期)</p>	内閣府	「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」を今年度中に策定し、周知方法について関係省庁と検討を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省	内閣府において、「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」を今年度中に策定し、周知方法について関係府省と検討を行う。	左記の実施状況等を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		経済産業省	内閣府による「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン」策定に向けて、必要な情報の提供等を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。

35	大学や研究機関における技術情報等に関する安全保障貿易管理を徹底するため、意識啓発や自主的な内部管理体制の構築支援に取り組むとともに、安定的な運用を継続するための管理部門の充実を図る。 (短期、中期)	内閣官房	関係府省と連携し、今後の方針を検討。	関係府省と連携し、今後の方針を検討。
		内閣府	関係府省と連携し、今後の方針を検討。	関係府省と連携し、今後の方針を検討。
		経済産業省	説明会やアドバイザーの派遣等、各種施策を通じて、大学や研究機関における安全保障貿易管理体制構築の支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省	安全保障貿易管理のための体制整備を求める通知等を発出。 文部科学省関連の会議等において制度の周知や意識啓発を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		関係府省	関係府省と連携し、今後の方針を検討。	関係府省と連携し、今後の方針を検討。
36	開発成果の技術を適切に管理する必要がある政府の研究開発事業について、開発主体に求められる管理手法と執行機関の事業運営の在り方の方針を検討する。 (短期、中期)	内閣官房	関係府省と連携し、今後の方針を検討。	関係府省と連携し、今後の方針を検討。
		内閣府		
		関係府省		

37	我が国で開発された植物品種の海外への流出に対応するため、引き続き海外への品種登録出願への支援や侵害対応への支援を行うとともに、優良品種の持続的な利用を可能とする観点から、国内外での植物新品種の保護の在り方について、広く関係者の意見を聴いた上で、制度的な手当ても含め検討する。 (短期、中期)	農林水産省	海外で育成者権の取得を支援するとともに、海外における流出・侵害実態を把握し、侵害対応への支援など総合的な海外流出防止対策を行う。 さらに、種苗の海外流出を防止し優良品種の持続的な利用が図られるよう、品種登録制度の充実に向けた検討を進める。	左記の対策の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 さらに、品種登録制度の充実についても、左記の検討を踏まえ、必要な措置を引き続き実施。	
38	和牛遺伝資源の不適切な海外流出を防止する観点から、適正な流通管理や保護に向けた検討を進める。(短期、中期)	農林水産省	和牛遺伝資源の適正な流通管理や保護に向け、検討、有識者と意見交換を実施。	左記の検討状況を踏まえ、必要な措置を実施。	
39	「農林水産省知的財産戦略2020」が定める戦略の実施期間である2019年度を迎えるにあたり、農業分野における新たな知財戦略の策定に向けた検討に着手する。 (短期)	農林水産省	農業分野における新たな知的財産戦略の策定に向けた検討を進める。	左記の検討状況を踏まえ、農業分野における新たな知財戦略の策定に向け取り組む。	

⑤模倣品・海賊版対策の強化

40	インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、効果的な著作権教育の実施、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、その他の実効性がある制度の検討等、関係省庁等において総合的な対策メニューを実施するために必要な取組を進める。その際、取組についての工程表を作成し、進捗及び効果を検証しつつ行う。(短期、中期)	内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 経済産業省	インターネット上の海賊版について、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、必要な制度の検討など総合的な対策を講じる。その際、取組についての工程表を作成し、進捗及び効果を検証しつつ行う。	
41	模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期、中期)	警察庁 消費者庁 財務省 文部科学省 農林水産省 経済産業省	警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表。 不正商品対策協議会が主催する「不正商品撲滅キャンペーン」に協力し、知的財産権の保護や不正商品の排除に向けた広報啓発を実施。 模倣品販売に関する消費者トラブル等について、消費者に対して必要な情報を提供。 国民の意識啓発を図るため、広報活動を実施。 国内における違法コンテンツ流通防止等に向けた普及啓発活動を行う。 他省庁と連携して啓発活動を実施。 知的財産権保護に対する消費者意識の向上を図るため、国内における消費者を対象としたコピー商品撲滅キャンペーンを実施。	引き続き取組を実施。 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。 左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。 左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

42	越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性について検討する。(短期)	財務省	個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版について、引き続き、厳正な水際取締りを実施。	引き続き取組を実施。	
		経済産業省	越境電子商取引の進展に伴う模倣品の流入増加へ対応するため、増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者団体と連携を深め、意見交換等を実施し、諸外国における制度整備を含めた運用状況を踏まえ、具体的な対応の方向性を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
再掲	2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。(短期、中期)	文部科学省	10に記載		